

特別定額給付金の概要について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

給付対象・給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

○給付対象者は、基準日(令和2年(2020年)4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方

○受給者は対象者が所属する世帯の「世帯主」となります。

申請・給付方法

申請方法は、次の2通りですが、本村では村内全世帯に郵送にて申請書を送付します。

なお、申請期限は、郵送申請方式の受付開始日から3ヵ月以内となります。

※郵便が集中しているため、配達に時間を要する場合があります。

(1)オンライン申請

現在準備中です。しばらくお待ちください。

○必要書類

マイナンバーカード、振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている人について受け付け、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります。

(2) 郵送

村で世帯主宛てに申請書を送付いたしますので、届きましたら内容をご確認いただき必要事項(口座情報等)を記載のうえ、同封の返信用封筒にてご提出をお願いいたします。

※感染拡大防止の観点から、玉川村役場等への来庁はお控えくださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

○必要書類

(1) 本人確認書類(顔写真がある場合は1種類、顔写真がない場合は2種類)

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等の写し

(2) 振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード

3. 給付方法

金融機関(銀行・JA・信金・ゆうちょ銀行等)の口座振込

※原則として、申請者(世帯主)本人名義の口座に振込みます。

また、銀行口座がない等、やむを得ない事情がある場合に限り、窓口での申請も可とします。

問い合わせ先

玉川村健康福祉課 電話0247-57-4623

総務省で専用のコールセンターを設置しておりますので、下記へご連絡していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

総務省コールセンター

電話番号:03-5638-5855 対応時間:9時~18時30分(土、日、祝日を除く)